

国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな
地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和6年3月
国東市教育委員会

目次

前文	2
国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針策定の趣旨等	3
I 学校部活動	4
1 適切な運営のための体制整備	4
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	4
(2) 指導・運営に係る体制の構築	4
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	6
(1) 適切な指導の実施	6
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	6
3 適切な休養日等の設定	7
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	8
II 持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備	9
1 持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備方法	9
(1) 持続可能なスポーツ・文化芸術活動の在り方等の検討	9
(2) 検討体制の整備	9
(3) 段階的な体制の整備	9
① 学校単独での部活動の継続	9
② 複数校合同チーム	9
③ 合同部活動（拠点型部活動）	9
④ 地域クラブ活動として認定	10
2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	10
3 地方公共団体における総合的・計画的な取組	10
III 新たな地域クラブ活動	11
1 新たな地域クラブ活動の在り方	11
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	11
(1) 参加者	11
(2) 運営団体・実施主体	11
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	11
② 関係者間の連携体制の構築等	11
(3) 指導者	12
① 指導者の質の保障	12
② 適切な指導の実施	12
③ 指導者の量の確保	13
④ 教師等の兼職兼業	13
(4) 活動内容	13
(5) 適切な休養日等の設定	13
(6) 活動場所	14
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14
(8) 保険の加入	14
3 学校との連携等	14
4 新たな地域クラブ活動の認定要件と申請手続きについて	15
(1) 新たな地域クラブ活動の認定要件	15
(2) 申請に必要な提出資料	16
(3) 認定期間	16
IV 大会等の在り方の見直し	17
1 生徒の大会等の参加機会の確保	17
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	17
(1) 大会等への参加の引率	17
(2) 大会運営への従事	17
3 生徒の安全確保	18
4 大会等の在り方	18

前 文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- このような状況に鑑み、市教育委員会では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び大分県教育委員会が策定した「大分県の運動部活動の在り方に関する方針（平成30年8月）」及び「大分県の文化部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を踏まえ、「国東市中学校・義務教育学校部活動の在り方に関する活動方針（平成31年3月）」を定めて、適切な休養日や活動時間の上限等を設定することのほか、生徒の多様なニーズを踏まえて活動環境の整備や大会等の見直しが必要であることを示し、部活動改革の取組を開始した。
- 平成31年・令和元年に、中央教育審議会¹や国会²から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和2年に、スポーツ庁及び文化庁から、令和5年度以降、休日³の部活動の段階的な地域移行を図ることが示された⁴。
- また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。これを踏まえ、国は、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という）への移行に取り組むべく、平成30年に策定したスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定した。
- 県教育委員会では、上記のガイドラインの改定を踏まえ、平成30年（運動部）、平成31年（文化部）に策定した運動部活動と文化部活動の方針を統合・改定した。
- 市教育委員会では、国と県のガイドラインの改定を踏まえ、平成31年に策定した「国東市中学校・義務教育学校部活動の在り方に関する活動方針」を全面的に改定し「国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（以下、「市のガイドライン」という。）を策定した。

1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会 平成31年1月答申）

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院令和元年11月、参議院同年12月）

3 地方公共団体の条例上「休日」と定められている日を指し、ほとんどの場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日。

4 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月 文部科学省）

国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針策定の趣旨等

- 中学校・義務教育学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつスポーツ・文化芸術活動に親しみ、心身のバランスの取れた生徒の育成を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であり、教育課程外であるが学校教育の一環として十分意義のある活動であると考えます。
- 本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁 文化庁）（以下、「国のガイドライン」という。）及び「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年3月大分県教育委員会）（以下、「県のガイドライン」という。）を参考に、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 市教育委員会としては、持続可能で充実したスポーツ・文化芸術活動を実現していくため、令和3年度に国東市部活動検討委員会を立ち上げ、部活動指導員の増員と合同チーム及び部員3名以下の少人数の部活動が合同練習できるように運行手段を確保している。さらに、国東市部活動コーディネーター⁵と連携していきながら、専門性や資質・能力を有する質の高い指導者の確保に取り組んでいく。
- 市内学校のニーズに応じて、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の継続を図りつつ、複数校合同チーム（合併型、補充型、連合型）や合同部活動（拠点型部活動）の導入を考えていく。また、地域クラブ活動への移行については、部活動検討委員会の中で検討していく必要がある。
- 本方針は、国東市中学校及び義務教育学校後期課程段階の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 市教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

⁵「国東市部活動コーディネーター配置要綱（令和5年4月1日施行）」に基づき、国東市部活動コーディネーターは、国東市立中学校及び義務教育学校の部活動について地域の指導者を確保するため、地域の関係者と連携できる体制を整備することを目的とし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国東市立中学校及び義務教育学校並びに他地域の部活動の現状把握に関すること。
- (2) 地域の指導者の候補者の発掘に関すること。
- (3) 地域の指導者や関係機関との連携及び調整に関すること。
- (4) 地域の指導者に対する説明会や研修会の計画及び資料作成に関すること。
- (5) その他教育長が必要と認めるもの。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市教育委員会は、「国のガイドライン」及び「県のガイドライン」に則り、「国東市中学校・義務教育学校の部活動の在り方に関する方針（以下、「市のガイドライン」という。）」を策定する。

市の方針は、国東市中学校及び義務教育学校後期課程段階における学校部活動を対象として、本市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員⁶や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないように、また、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。

⁶ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、学校部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

オ 市教育委員会は、県教育委員会と連携していきながら、部活動顧問ならびに部活動指導員を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針⁷」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

キ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。

また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

ク 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修⁸を行う。

ケ 市教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、国東市部活動コーディネーターを配置し、市内のスポーツ・文化団体等の協力を得ながら、指導者紹介リストを作成し、指導者の発掘に努める。

7 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

8 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会の運動部活動の手引「運動部活動の指導の在り方」や「国のガイドライン」の 2（2）アによって作成された指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要である。国のガイドラインにおいて、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい⁹」と示されていること等も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。¹⁰

〈休養日及び活動時間の基準〉

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動・文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。
- 定期試験前の一定期間

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

9 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

10 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする）。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ア 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- イ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- ウ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

II 持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備

持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。市教育委員会においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととする。

1 持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備方法

(1) 持続可能なスポーツ・文化芸術活動の在り方等の検討

地域における持続可能なスポーツ・文化芸術環境の整備について、平日及び休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、学校部活動と地域クラブ活動の両方が平日と休日に分かれて指導する場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、学校は生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

(2) 検討体制の整備

ア 市教育委員会は、保護者代表、学校代表、体育またはスポーツ団体の関係者、教育行政等の関係者からなる検討委員会を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。

イ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備に当たっては、学校ごとの部活動の種類や部員数、地域の指導者の確保や地域のクラブの実情に応じ、次のような観点から以下の体制の整備を段階的に進める。

① 学校単独での部活動の継続

学校単独での部活動を継続する場合は、以下の条件を踏まえ十分協議していく。

ア 部員数が大会への出場最低人数（個人戦を含む）を下回らないことが見込まれていること。

② 複数校合同チーム

単独では部活動ができない学校が、他の学校から選手を借りたり、一緒になり合同チームを作る複数校合同チームを編成する。編成する時は、以下の条件を踏まえ十分協議していく。

ア 2校以上の中学校が編成する1つのチームで、同一競技の運動部であること。

イ それぞれの学校教育計画に基づき、部活動として位置づいていること。

ウ 当該校の校長が、合同が適切であると認めていること。

③ 合同部活動（拠点型部活動）

市内に拠点校を位置づける。拠点校の指定については、市内中学校・義務教育学校の校長と教育委員会で以下の条件を踏まえ十分協議していく。

ア 拠点校には部活動指導員または外部指導者が配置されていること。

イ 在籍校と十分連携がとれる体制が整備されていること。

④ 地域クラブ活動として認定

後記Ⅲの4(1)に示す大分県スポーツ少年団に登録されているクラブを地域クラブ活動として認定する。

2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 国東市中学校及び義務教育学校後期課程の部活動は、前記Ⅱ1(3)の体制の整備を進め、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進を行っていく。地域クラブ活動については、地域クラブ活動への移行が実施可能な学校・種目から進めていき、移行できない場合であっても、部活動指導員・外部指導者を適切に配置し、教師が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築するとともに、生徒の活動環境を確保する。

イ 市教育委員会は、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

ウ 市教育委員会は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

市教育委員会は、前記2を踏まえ、ガイドラインの策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

国東市中学校及び義務教育学校後期課程において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。市教育委員会は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくこととする。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 市教育委員会は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。¹¹このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、これまで希望する部活動がなくて入部がなわなかった生徒や新しいスポーツ・文化芸術活動の選択肢を得られた生徒。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団¹²、体育スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者などが想定される。

【地域文化芸術団体等】

市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体などが想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 市教育委員会は、国東市部活動コーディネーターを中心に社会教育課、学校教育課、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、学校等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

¹¹ 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 市教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 市教育委員会は、地域スポーツクラブ活動の指導者に対して、生徒を安全・健康管理等の面で支えられるように、県や市主催の指導者研修等を受講できる機会を確保する。

ウ スポーツ団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの運動部活動の意義や役割について継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、前記Ⅲ 2 (2) ②の協議会を通して、必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合、市教育委員会が相談窓口となり、公平・公正に対処する。

【地域文化クラブ活動】

ア 市教育委員会は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 市教育委員会は、地域文化クラブ活動の指導者に対して、生徒を安全・健康管理等の面で支えられるように、県や市主催の指導者研修等を受講できる機会を確保する。

ウ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、前記Ⅲ 2 (2) ②の協議会を通して、必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合、市教育委員会が相談窓口となり、公平・公正に対処する。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記Ⅰ 2 (1) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市教育委員会は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、前記Ⅰ 2 (1) に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県教育委員会の運動部活動の手引「運動部活動の指導の在り方」や「国のガイドライン」のⅠ 2 (2) アの指導手引を活用して、指導を行う。

12 JSPOにおいては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市教育委員会は、国東市部活動コーディネーターを配置し、国東市部活動コーディネーターは、市内のスポーツ・文化団体等の協力を得ながら、指導者の発掘に努め、市教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

ウ 市教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教師等の兼職兼業

ア 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することになるため、兼職兼業希望先からの依頼状を基に校長と相談・了承を得た上で、希望する教師等の兼職兼業の許可の申請（所定様式）を市教育委員会へ提出する。

イ 市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う市教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、前記2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

〈 休養日及び活動時間の基準 〉

- ・週あたり2日以上休養日を設け、休養日の1日は、土・日のいずれか1日とすること。
- ・活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。
- ・長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定すること。
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日

を確保すること。

- ・定期試験前の一定期間休養日を設けること。
- ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。

(6) 活動場所

ア 地域クラブの運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校及び小学校等も活用できるように努める。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

ウ 市教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記Ⅲ 2 (2) ②の場を通じて、前記イを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

エ 前記アからウまでについて、県や市町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を検討する。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていく。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、前記Ⅲ 2 (2) ②で述べた場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 市教育委員会は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 市教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 新たな地域クラブ活動の認定要件と申請手続きについて

(1) 新たな地域クラブ活動の認定要件

運営団体・実施主体（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者）が、以下の要件を全て満たせば、市教育委員会が地域クラブ活動として認定する。

ア 大分県スポーツ少年団に登録されているクラブであること。

イ 活動拠点は原則として国東市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

ウ 営利目的を主とした運営でないこと。

エ 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

- ・目的が記載されていること
- ・入退会について記載されていること
- ・会費について記載されていること

オ 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。

カ 県や市が主催する指導者研修等を受講した役員または指導者が運営に携わること。

キ 学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図っていること。

〈 学校部活動の教育的意義 〉

・生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつスポーツ・文化芸術活動に親しみ、心身のバランスの取れた生徒の育成を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資する活動である。

・体力や技能の向上に資するだけでなく、異年齢での活動を通じて好ましい人間関係を構築する機会でもある。多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。

ク 生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないことを理解して指導を行うこと。

ケ 過度の練習が、スポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

コ 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう「国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（市教育委員会）に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

〈休養日及び活動時間の基準〉

- ・週あたり2日以上休養日を設け、休養日の1日は、土・日のいずれか1日とすること。
- ・活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。
- ・長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定すること。
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。
- ・定期試験前の一定期間休養日を設けること。
- ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。

サ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うこと。地域クラブに関わる監督、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。

シ 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。

(2) 申請に必要な提出資料

申請については、以下の書類を市教育委員会へ提出する。

- ア 地域クラブ活動認定申請書(様式1)
- イ 地域クラブ活動認定要件確認書(様式2)
- ウ 規約または会則

(3) 認定期間

認定期間は、申請日の属する年度末までとし、年度ごとに申請をする。ただし年度途中でも認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定は取り消される。

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 国東市中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象とする東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、市の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームや拠点型部活動の生徒等も参加できるよう地区大会において見直しを行う。

イ 市教育委員会は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動や複数校合同チームや拠点型部活動等も参加できる東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会に対して、会場への運行、後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームや拠点型部活動の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、学校部活動における引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、大会に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

イ 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、大会運営について、1つの種目に学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する場合は、両方で協議したうえで種目部長を決定するが、地域クラブ活動のみの種目になれば、地域クラブ活動の指導者が種目部長となり主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、種目ごとに学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況においては、両方が大会を運営し、全ての種目が地域クラブ活動へ移行した時は、地域クラブ活動の実施主体等が大会を運営できるように連携を図る。

エ 市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

オ 市教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

カ 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、必要に応じ、JSPQ、公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

ア 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

イ 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、国や県のガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等を見直す。

イ 東国東郡・国東市中学校総合体育大会及び東国東郡・国東市中学校新人大会の主催者は、大会や合宿の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 郡市の中体連並びに市教育委員会は、前記Ⅲ 2 (2) ②の協議会等の場を活用し、国東市中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が参加する大会や合宿の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会や合宿に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、国東市中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が参加する大会や合宿数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、郡市中体連並びに市教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会や合宿を精査する。